

平成15年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成15年12月22日（月）午後1時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第34号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（飛騨市）について
- 日程第2 議案第35号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（本巣市）について
- 日程第3 議案第36号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市）について
- 日程第4 議案第41号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について
- 日程第5 議案第42号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の増加等に関する協議について
- 日程第6 議案第43号 もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第7 議案第44号 もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
- 日程第8 議案第45号 本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第9 議案第50号 瑞穂市表彰条例について
- 日程第10 議案第55号 瑞穂市名誉市民条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第65号 平成14年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第70号 平成14年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第71号 平成14年度巣南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第77号 平成15年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第82号 平成15年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第83号 平成15年度巣南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第89号 平成14年度穂積町・巣南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第90号 平成15年度穂積町・巣南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第91号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第23 議案第98号 本巢消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
- 日程第24 議案第48号 根尾川堤防道路補修協議会の廃止について
- 日程第25 議案第52号 瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例について
- 日程第26 議案第53号 瑞穂市下水道条例について
- 日程第27 議案第54号 瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例について
- 日程第28 議案第60号 瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第61号 瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第62号 瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第69号 平成14年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第75号 平成14年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第76号 平成14年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第81号 平成15年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第87号 平成15年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第88号 平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第94号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第95号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第96号 公の施設の設置及び利用に関する協議について
- 日程第40 議案第97号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第41 議案第37号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議について
- 日程第42 議案第38号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の増加等に関する協議について
- 日程第43 議案第39号 西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について
- 日程第44 議案第40号 西濃環境整備組合構成市町村の数の増加及び規約変更について
- 日程第45 議案第46号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第46 議案第47号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第47 議案第59号 瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第66号 平成14年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第49 議案第67号 平成14年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第50 議案第72号 平成14年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第51 議案第73号 平成14年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第52 議案第78号 平成15年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第53 議案第79号 平成15年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第54 議案第84号 平成15年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第55 議案第85号 平成15年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第56 議案第92号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第57 議案第93号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第58 議案第51号 瑞穂市西部複合センター条例について
- 日程第59 議案第68号 平成14年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第60 議案第74号 平成14年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第61 議案第80号 平成15年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第62 議案第86号 平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第62までの各事件

追加日程第1 もとす広域連合議員の選挙

追加日程第2 議案第99号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）

追加日程第3 発議第8号 戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書について

追加日程第4 発議第9号 戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書について

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫
13番	加藤 茂晃	14番	星川 睦枝
16番	武藤 善照	17番	日比野 昇
18番	土屋 勝義	19番	澤井 幸一

20番	辻	文雄	22番	馬	淵金雄
23番	西岡	一成	24番	松	野周一
25番	西岡	妙子	26番	佐	藤多喜夫
27番	広瀬	正雄	29番	児	玉春一
30番	進	藤末次	31番	松	野武則
32番	吉	本幸一			

本日の会議に欠席した議員

15番	棚	瀬悦宏	21番	松	野義和
-----	---	-----	-----	---	-----

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	松	野	幸	信	助	役	福	野	寿	英
収	入	役	河	合	和	教	育	長	福	野	正
						職	務	代			
						理	者				
市	長	公	室	長	青	木	輝	夫	総	務	部
									長	関	谷
										巖	
市	民	部	長	松	尾	治	幸	都	市	整	備
								部	長	水	野
										年	彦
水	道	部	長	松	野	光	彦	調	整	監	今
											村
											章
											二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	豊	田	正	利	書	記	広	瀬	照	泰
書	記					古	田	啓	之						

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第34号から日程第23 議案第98号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第34号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（飛騨市）についてから日程第23、議案第98号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてまでを一括議題といたします。

これらにつきましては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松野武則君。

総務常任委員長（松野武則君） ただいまより、総務常任委員会に付託された議案の審査報告をいたします。

まず、議案第34号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（飛騨市）について、議案第35号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（本巣市）について、議案第36号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市）について御報告いたします。

議案第34号は、吉城郡の古川町、河合村、宮川村、神岡町が廃され、平成16年2月1日に4町村の区域をもって飛騨市を設置するため、本組合から同年1月31日限りで当該4町村を脱退させ、同年2月1日から飛騨市を加入させるため、組合を組織する市町村数を増減するものであります。

次に議案第35号は、本巣郡の本巣町、真正町、糸貫町、根尾村が廃され、本巣市を設置するため、飛騨市の場合と同様、組合を組織する市町村数を増減するものであります。

議案第36号は、郡上郡の八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村が廃され、平成16年3月1日に7町村の区域をもって郡上市を設置するため、同組合を組織する市町村数の増減をするため上程されたものであります。

採決の結果、議案第34号、議案第35号、議案第36号は、全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第41号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議についてであります。

この議案についても、合併により本巣郡の本巣町、真正町、糸貫町、根尾村が協議会を脱会

するため、本協議会規約の改正をするものであります。

次に、議案第42号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の増加等に関する協議についてであります。

本協議会に合併による本巣市を加入させるため、協議会を設ける市町数を増加する協議会規約の改正をするためのものであります。

採決の結果、議案第41号、議案第42号は全員一致で原案のとおり可決しました

次に、議案第43号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてであります。

これについても、本巣市の合併に伴う議案ですが、平成16年1月31日限りで本巣郡の4町村をもとす広域連合を組織する団体数から減少し、規約の改正を行うものであります。

議案第44号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてであります。

平成16年2月1日から本巣市を加入させることに伴い、もとす広域連合を組織する地方公共団体の数を増加し、規約の改正を行うため、上程されたものであります。

主な質疑は次のとおりであります。

広域連合一般会計の負担割合はの質疑について、均等割50%、財政割50%を均等割100%に改正する。これは、人件費等経常経費分を均等割で負担するのが本来である旨の回答がありました。

次に、広域連合議員の定数についてはの質疑について、平成16年2月1日から15人となりますが、これは三つの委員会があり、1委員会5人であると15人になり、運営及び構成上配慮したもの等の意見によって決められたものとの説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第43号、議案第44号は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に、議案第45号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、議案第98号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてであります。

議案第45号も合併による本巣市に関連する議案であり、平成16年1月31日限りで本巣消防事務組合から、本巣町、真正町、糸貫町、根尾村を脱退させ、規約を改正するものであります。

また、議案第98号は、平成16年2月1日から本巣市を加入させ、規約の改正を行うものであります。

採決の結果、議案第45号、議案第98号は、全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第50号瑞穂市表彰条例についてであります。

本議案は、市の行政の進展、産業の振興、文化の向上、その他市民の福祉の増進のために多

大な功勞のあった者、市民の模範となる者を表彰する条例を制定するため、上程されたものであります。

主な質疑は次のとおりであります。

経過措置について、基準年数の根拠について、そして基準年数が高過ぎるのでは等の質疑には、この条例は旧穂積町条例及び他市等の条例も参考に作成しましたが、基準年数等については規則や基準表で明確にするとの説明がありました。また、表彰審査委員会を設置しますが、委員会構成は全議員が参加し、委員会で判断をいただく予定であるとの説明がありました。

善行表彰基準第2号、金品寄附100万円以上、200万円以上は高いのではとの質疑には、15年以内で累積の加算ができるとの説明もありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第50号瑞穂市表彰条例については、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に、議案第55号瑞穂市名誉市民条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、合併に伴い、瑞穂市名誉市民条例を制定しましたが、その際、経過措置を盛り込まなかったため、附則に追加すべく、条例の一部改正を行うため、上程されたものであります。

採決の結果、議案第55号は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に、議案第56号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、実施機関の対象範囲を拡大し、また個人情報の利用停止に関する規定を整備するため、上程されたものであります。

主な質疑は次のとおりであります。

条例の適正運用を図る上では、瑞穂市から委託を受けて業務に従事している者を対象とする罰則規定について、また個人情報保護審議会設置についての質疑には、さきの9月定例議会でのさまざまな御意見を踏まえて、本議会に一部改正条例を提案しました。引き続き、個人情報保護条例については、研究・検討を行っていくとの説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第56号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第57号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

公職選挙法の一部改正により、新たに期日前投票制度が創設されたことに伴う条例改正を行うため、上程されたものであります。

内容については、従前の不在者投票を簡素化する意味から、投票所方式のみずから投票箱に投票する制度が発足したため、期日前投票所の投票管理者、投票立会人の報酬を定めるものとの説明がありました。

採決の結果、議案第57号は、全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第58号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の給与の改定がなされたことに伴い、当市の職員の通勤手当についても改定を行うため、上程されたものであります。

内容につきましては、交通機関を利用する者の通勤手当が6ヵ月の定期が可能になったもの等の説明がありました。

主な質疑は次のとおりであります。

通勤手当の距離の算定についての質疑には、住居と勤務場所との間を合理的な経路及び往復する距離をはかるもので、自己申告で届け出るとの説明がありました。

採決の結果、議案第58号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号平成14年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額95億 3,574万 3,734円、歳出総額86億1,876万 2,845円、歳入歳出差引額9億1,698万 889円ですが、決算事業報告書により詳細に説明がありました。

主な質疑は次のとおりであります。

選挙費のうち、ポスター掲示場の設置は委託かの質疑には、施設管理公社が設置する。

公害対策費のうち、水質検査の方法についての質疑には、旧穂積町内の上流・下流で測定し、BOD、COD、SS、燐、窒素の5項目の検査を毎年2回行う。異常があれば随時行うとの説明がありました。

合併処理浄化槽推進補助についての質疑には、各人槽によって補助金額が違うが、国3分の1、県3分の1、町3分の1の補助率で合算して交付されます。

無認可保育所補助金についての質疑には、保育所としての基準があり、基準に満たないと無認可になる。保育士等配置されているが、市としても施設内容について調査、指導をしているとの説明がありました。

合併処理浄化槽設置整備事業債についての質疑については、国の指導により町の補助分を事業債として起こすものである旨説明があり、また町税のうち、軽自動車税の徴収率についての質疑には、50ccバイク等で学生等が滞納のまま転出するため徴収率が低い状況であるが、文書等による催告を実施しているとの説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第65号平成14年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、議案第70号平成14年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2億 2,841万 3,134円、歳出総額2億 2,341万 4,424円、歳入歳出差引額499万 8,710円で、決算事業報告書により説明がありました。

主な質疑は次のとおりであります。

用地の利用計画についての質疑には、公園、グラウンド等多目的に利用し、現在工事が進んでいる旨の説明がありました。

採決の結果、議案第70号平成14年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員一致で原案のとおり認定しました。

次に、議案第71号平成14年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額40億 5,903万 5,623円、歳出総額38億 8,278万1,369円、歳入歳出差引額1億7,625万 4,254円であり、決算事業報告書により詳細に説明がありました。

主な質疑は次のとおりであります。

保健センターについての質疑には、完成はまだである。健康教育、健康相談、機能訓練等多機能になっている。また、名称については、いろいろ検討した結果、西部複合センターとしたとの説明がありました。

ストックヤード用地取得事業についての質疑には、ごみの中間処理施設用地として、大月地内に4,610平米の買収をするものであるとの説明がありました。

十七条河川公園管理委託料についての質疑には、河川公園の花木管理委託料で、剪定、消毒、施肥、清掃、管理の業者委託費であります。

住宅使用料についての質疑には、平成4年、5年の建築で48戸、低所得者が入居できる。入居の条件として、入居世帯の所得金額によって異なるが、1ヵ月の所得金額がおおむね20万円以下であり、使用料の滞納は、強制退去者、行方不明者が主なものであると説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第71号平成14年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第77号平成15年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額17億 4,635万3,984円、歳出総額6億 3,391万 5,079円、歳入歳出差引額11億1,243万 8,905円。

内容については、合併に伴い1ヵ月分の決算であり、経常経費であります。清算等は、瑞穂市の予算で行うとの説明がありました。

採決の結果、議案第77号平成15年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、議案第82号平成15年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入 502万 1,710円、歳出予算の執行がなく、歳入歳出差し引き 502万 1,710円であり、事業報告書による説明がありました。

採決の結果、議案第82号平成15年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、

全員一致で原案のとおり認定しました。

次に、議案第83号平成15年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額4億5,091万4,506円、歳出総額1億9,453万9,252円、歳入歳出差引額2億5,637万5,254円であり、決算事業報告書により詳細に説明がありました。

主な質疑については次のとおりであります。

道路用地購入費についての質疑には、主要地方道岐阜県南大野線とつなぐ重里地内の道路改良事業の用地購入費6人分であり、契約時に3割分支払うものであります。平成16年3月供用開始と聞いているが、一部用地買収が残っている。用地単価については、1路線として継続中の事業については、同一単価で買収する旨の説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第83号平成15年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、議案第89号平成14年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について及び議案第90号平成15年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成14年度歳入総額4,637万6,092円、歳出総額3,688万697円、歳入歳出差引額949万5,395円であります。

次に、平成15年度歳入総額1,249万5,440円、歳出総額160万1,198円、歳入歳出差引額1,089万4,242円であります。

この内容につきましては、協議会会議経費、合併推進事業経費であります。

採決の結果、議案第89号及び議案第90号については、賛成多数で原案のとおり認定しました。

次に、議案第91号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は6億6,874万2,000円の追加であり、歳入歳出予算の総額を141億9,020万5,000円とする説明がありました。

総務費は、公共施設整備基金積立金5億300万円、執行した選挙経費の整理、敬老会事業経費の整理、生活保護扶助の対象者増員による扶助費2,189万9,000円、体育施設用地購入費1億4,666万9,000円などあります。

主な質疑は次のとおりであります。

コミママプラザモデル事業補助金についての質疑には、子育て支援事業であり、市と契約において保育をする団体に補助するとの説明がありました。

岐阜市消防委託料についての質疑には、消防職員の退職者の増員によるものであるとの説明がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第91号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上、総務常任委員会の審査の結果について報告いたします。平成15年12月22日、総務常任委員会委員長 松野武則。

議長（吉本幸一君） これより議案第34号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（飛騨市）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第34号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（飛騨市）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（本巣市）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第35号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（本巣市）については、委員長報告のとおり可決いたしました。

これより議案第36号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第36号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市）については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第41号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第41号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第42号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の増加等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第42号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の増加等に関する協議については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第43号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第43号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 議案第44号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について反対の討論をいたします。

総括質問の中で、なぜ広域連合の議員定数については人口割にするのかということについて質問をいたしました。市長答弁では、広域連合は一部事務組合と違って議会で構成しておるんだと。そういう点で、人口割が一番公正な議員定数の割り振りであるという答弁がございました。原則的にはそうかもしれませんが、運営上、もっと弾力的で、各団体の意見も聞きながら一致するところで議員定数を決めていくと。そういう点で、この単純なる人口割の議員定数というのはいかがなものかということをおもっております。いろいろ広域連合の全協の中でも意見が割れているということもありますので、そういう立場から反対をいたします。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、どうぞ。

30番（進藤末次君） もとす広域の議員定数を定める問題でございます。私は、賛成の立場

で討論をいたします。

私も、もとす広域の議員の一人として、これまでもとす広域の議会の中でも議論をしてまいりました。小寺議員の質問、総括質疑の中でありましたけれども、それに対して市長から答弁がありました。やはりもとす広域の中でも、基本的にはそういうふうに人口割でやるべきであるというのが多くの意見でありました。その討論の中で、もう1人ぐらい何とかしてくれんかという話もありましたけれども、結論としては人口割でいこうということで決定したわけでございます。私もそれに賛成をしてまいりました。そういう立場から、討論に賛成の立場で参加いたします。以上です。

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第44号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第45号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第45号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第50号瑞穂市表彰条例についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 私は、本案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

特別顕功者表彰、顕功者表彰であれ、55号議案の名誉市民の問題であれ、政治家というものは大衆に奉仕するのがその仕事であります。そうであれば、他の民間の人々と特別違った待遇を受けるといふこと自体はいかなるものかという思いをいたしております。具体的なこの条文を見ても、行政のトップや市会議員は、単なる年数要件だけでこれらの表彰を受けることができる。民間の人の場合でありますと、そういう機械的、形式的なことではなくて、その内容を重視されながら表彰を受けていく、こういうふうな状態になっていると思うわけがあります。いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたとおり、政治家を単に機械的、形式的な要件だけで特別待遇をするということは反対であります。

次の55号についても反対であります。その議案については特別反対討論をするつもりはありませんので、この場で態度を表明しておきたいと思っております。以上であります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第50号瑞穂市表彰条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号瑞穂市名誉市民条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第55号瑞穂市名誉市民条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第56号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第56号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第57号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第57号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第58号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第58号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第65号平成14年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 私は、本65号議案のほか、71号、77号、83号、89号、90号、これらはいずれも合併関連の費用が直接計上をされているものであり、私は反対であります。

なぜかと申しますと、現在、政府が推進をしております市町村合併は、真に地方自治を確立するものとは思っておりません。中央の赤字のツケを地方に転嫁するための自治体リストラがその本質であるというふうに思っております。そういう立場からすれば、地方分権の受皿づくりなどとよくぞ言えたものである。全く物も言いようだなあと、これは率直な気持ちであります。ただ、現実の問題として、合併をした以上は政府の自治体リストラを許さずに、税財源の移譲を初めとして真に地方分権の確立に向けて頑張っていくほか今後はないなあというふうに思っております。そういう意味で反対であります。

今、冒頭申し上げました議案につきましても反対であります。反対討論は行いませんので、あえて態度を表明しておきたいと思えます。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第65号平成14年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第70号平成14年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第70号平成14年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をいたしました。

これより議案第71号平成14年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 議案第71号の平成14年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、一つは穂積町と巢南町の合併について、私は巢南町議会の中で合併協議会の設立にも反対をしてきました。その理由は、今回の合併は国からの押しつけの合併であり、国があめとむちの政策で合併の導入を強引に進めてきたということ。合併は住民の意思で決めるべきであり、住民投票によって決めるべきであるということを主張しましたけれども、住民投

票もやられずになってきたという点で、この合併に反対をしてきました。その予算がこの中で計上され、執行されたということであります。

2点目は、乳幼児医療の無料化を6歳までということ、巢南町の議会の中でも一般質問で再三要求をしてきましたけれども、この予算の中には入れられませんでしたし、さらに国民健康保険税が非常に高いと。私は、選挙のときには1人1万円の値下げをすべきだということで公約を掲げ、議会の中でも取り組んできました。しかし、値下げはされずに、さらに一般会計からも活用されていない、そういう立場で私が掲げた公約・要望が通っていないということを含めて反対であります。

さらに関連して、合併問題では、第83号、89号、90号についても同じ趣旨でありますので、そういう立場で反対であるということもあわせてここで表明していきたいと思っております。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第71号平成14年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第77号平成15年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第77号平成15年度穂積町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第82号平成15年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第82号平成15年度穂積町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第83号平成15年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第83号平成15年度巢南町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第89号平成14年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第89号平成14年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第90号平成15年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第90号平成15年度穂積町・巢南町合併協議会会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第91号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 本案には、水路占用使用料の減額補正が入っている。こういうことをお聞きしまして、そうであるならば無条件で賛成をするわけにはいかんな、このように思ったわけであります。なぜならば、ある住民の方から、この占用料の問題について非常に抗議をされまして、払っている者と払っていない者がいる。払っていない者はそのまま通っていいんかということで、現地を何ヵ所も連れて回っていただきました。そこで、ちょっと幅の大きいところもあればいろいろあるわけで、結論的には、だからわしは払わん、そいつらが払うまでは払わんと言ってえらい力まれたわけですけれども、そういうことを言われても、私の方としてはそれはいいですよというわけには参らんわけでありまして、きちっと払っていただいて、払った上で払っていない人をどうするかということで考えていくよりありませんねということをお願いしてきたわけなんです。そして、その結果が今回、水路占用使用料については無料化すると。そのかわり壊すときには自分で金を払ってやるということなわけですけれども、そういう形で払う者と払わない者との矛盾を解消する方向で具体化されたわけでありまして、しかしながら、そういうふうな手法で、私がおの方にこの議会が終わったら早速御報告申し上げなきゃいかんわけですけれども、納得していただけるかなあとと思いますと、また頭から湯気を出して怒られるんじゃないか。正直者がばかを見ていいんかと、そんな社会かと。社会全体のことについていろいろ言われましても、それを何とかできる力もありませんけれども、事この問題については、やはりじゃあ払ってきた人に対してどうするのかというふうなことも含めて、一定の見解なり方策を具体的に示していただかないと、やっぱりそういう方たちのところ

に自信を持って説得力のある回答ができませんあというのが率直な気持ちであります。だから、そういう意味におきまして反対ということで態度を表明しておきたいと思えます。以上であります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第91号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第98号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第98号本巣消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをいたします。議案第44号もとす広域連合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてが可決されましたので、もとす広域連合議員の選挙を行う必要があります。そこでこの件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これに御異議はご

ざいませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 もとす広域連合議員の選挙

議長（吉本幸一君） 追加日程第1、もとす広域連合議員の選挙を行います。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定されました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） したがって、議長が指名することに決定されました。

もとす広域連合議員に辻文雄君、武藤善照君、清水貞夫君、山本訓男君、小寺徹君、岡田均君、桜木ゆう子君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名いたしました方を、もとす広域連合議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） したがって、ただいま議長が指名した方がもとす広域連合議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議員に当選された方々が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第24 議案第48号から日程第40 議案第97号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第24、議案第48号根尾川堤防道路補修協議会の廃止についてから日

程第40、議案第97号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

これらにつきましては、産業建設常任委員会に審査が付託してございますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 進藤末次君。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 議長から発言の許可が出ましたので、ただいまから産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会は、去る12月15日及び17日の2日間、午前9時半から、巢南庁舎3階の全員協議会室において、執行部側から市長、都市整備部長、水道部長、都市開発課長、都市管理課長、産業経済課長、上水道課長及び下水道課長の出席を求め、議会側は病気のため欠席の通告があった松野義和議員を除く他の7名の産業建設常任委員が出席して、付託された議案の審査を慎重に行いました。

産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第48号根尾川堤防道路補修協議会の廃止について、議案第52号瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例について、議案第53号瑞穂市下水道条例について、議案第54号瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例について、議案第60号瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第61号瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について、議案第62号瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について、議案第69号平成14年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号平成14年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号平成14年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号平成15年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号平成15年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）、議案第96号公の施設の設置及び利用に関する協議について及び議案第97号市道路線の認定及び廃止についての以上17議案の審査でありました。

これらの付託された17議案の審査は、去る12月11日の瑞穂市議会本会議の総括質疑でも触れられた質疑も含め、産業建設常任委員会では慎重に審査をいたしました。

次に、各議案についての審査の内容を報告いたします。

まず、今議会の中で付託された議案は17議案という多くの議案でしたが、これは旧穂積町、旧巢南町が合併して瑞穂市となった結果の決算認定であること。また、両町の合併が年度途中であったこと等から、これらに係る条例の改正が4件あり、決算の認定も合併前の両町の決算認定で、それも2年度にまたがっていること。それに加え、下水道事業の内容が、公共下

水道、コミュニティ・プラント、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業という多くの下水処理事業に関するものであること。また、会計決算上も、補助金や分担金の計算も違うという内容である決算の認定の審査であったのであります。しかし、これらは合併して同じ自治体の中での下水処理事業であることから、分担金や処理施設の内容等も統一すべきとの考えからの条例改正であったり、分担金を統一する条例改正の内容でしたので、審査の中でもこれらの内容を確認する意見や議論が多く出されました。

これらの議案審査の中で、重要な意見を二、三点報告いたします。

第1点目は、下水道事業は、その事業範囲内の85%以上の加入がなければ、採算がとれず赤字となる。ところが、旧穂積町のコミュニティ・プラントは、現在8%台の加入申し込みであること。これに対し、旧巢南町の農業集落排水事業は87%の加入申し込みであること。施設をつくっても加入申し込みがなければ大きな負債を抱えることになり、瑞穂市のような内容からすれば、毎年2億円ぐらいの負債がふえることになる。旧穂積町のコミ・プラを供用開始しても、多くの方々がつかないでもらえないので困っている等の説明もありました。

第2点。分担金については、旧巢南町では農業集落排水事業も特定環境保全公共下水道事業も、それぞれが事業費の5%を受益者分担金として計算された金額を分担金として収受していたのですが、今回の条例改正で旧穂積町のコミュニティ・プラントの受益者分担金——15万円ということですが——の規定に統一したものであります。しかし、旧巢南町で既に支払われたもの——町側からすれば支払ってもらったということですが——については返却をしないというものでした。

第3点、議案第53号の瑞穂市下水道条例は、平成16年4月に供用開始するアクアパークの内容を定めたものであり、排水設備や事業に係る内容を定めたものであります。

第4点、平成15年度の補正予算2件は、15年度末までの職員の超過勤務が予想されることから、補正予算が組まれたものであります。

以上が下水道関係の主な審査内容の意見でした。

決算の議案6件については、それぞれ歳入及び歳出の細かい数字を上げて報告すべきものですが、6議案の中の1議案だけ未収金が1万5,000円ほどありましたが、その他の議案では不納欠損はもとより未収金もなかったもので、数字を上げての報告は省略いたします。

次に、下水道関係以外の4議案についての審査の報告をいたします。

議案第48号揖斐川堤防道路補修協議会の廃止については、総括質疑で日高議員から質問があった今後の改良等は区域内の市町が対応するとの答弁以上のものではありませんでした。

議案第52号の農業委員の選挙は、選挙で選ぶ委員の定数であり、地区別に委員を割り振りにできないかとの意見も出ましたが、条例ではそんなことはできないということで、常任委員会では集約いたしました。

また、議案第96号公の施設の設置及び利用に関する協議については、犀川開発地域内に瑞穂市の上水道を配管し給水するというもので、その使用料は墨俣町地域であっても瑞穂市の条例に合わせたものにするというものであります。

最後に、議案第97号の市道路線の認定及び廃止については、宅地開発等による7路線の認定と天王川改修による1路線の廃止でした。

産業建設常任委員会は、議案の審査とともに今回の議案に関係する呂久の農業集落排水、犀川開発地域内の実情、古橋地区に新しく上水道の取水を計画している場所等の視察もして参考にいたしました。

最後に、審査の結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました議案第48号根尾川堤防道路補修協議会の廃止について、議案第52号瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例について、議案第53号瑞穂市下水道条例について、議案第54号瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例について、議案第60号瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第61号瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例について、議案第62号瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例についての7議案は、可決すべきものと決定。

議案第69号平成14年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号平成14年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号平成14年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての平成14年度会計の決算認定について及び議案第81号平成15年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号平成15年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての平成15年度会計の決算認定については、認定すべきものと決定。

議案第94号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第95号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の平成15年度補正予算2件については、可決すべきものと決定。

議案第96号公の施設の設置及び利用に関する協議については、可決すべきものと決定。

議案第97号市道路線の認定及び廃止については、認定、または廃止するものと、いずれも全員一致で決定しましたので、瑞穂市議会会議規則第39条の規定により報告いたします。平成15年12月22日、瑞穂市議会 産業建設常任委員会委員長 進藤末次。以上であります。

議長（吉本幸一君） これより議案第48号根尾川堤防道路補修協議会の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

7番（小川勝範君） 先ほど委員長の報告の中で、議案第48号揖斐川堤防と発言されたんですが、揖斐川なのか、根尾川なのか、ちょっと確認していきます。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 申しわけありません。小川議員の指摘されましたように、私が「揖斐川」と言っておったのは間違いであります。根尾川でございます。

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第48号根尾川堤防道路補修協議会の廃止については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第52号瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第52号瑞穂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第53号瑞穂市下水道条例についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第53号瑞穂市下水道条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第54号瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第54号瑞穂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第60号瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第60号瑞穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第61号瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第61号瑞穂市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第62号瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） これですべて討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第62号瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第69号平成14年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これですべて討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第69号平成14年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第75号平成14年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第75号平成14年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第76号平成14年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第76号平成14年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第81号平成15年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 委員長の報告を聞いていて、ちょっと質問をしたい点がございましたので、ちょっとお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、コミ・プラにつなぐのが8%ぐらい、ちょっと僕、耳が遠いもんですから聞き間違えておったら御指摘をいただきたいと思うんですけども、8%というふうに聞こえましたので、それだけの状況であるということが報告されております。しかし、当初、合併処理浄化槽の補助金を出す条件として誓約書をとっているということだと思っただとすると、その誓約書の実効性が上がっていないのか、あるいは実効性がないのかどうなのか。そこら辺は、執行部がどういうふうに理解をされているのかなあというふうに思ったわけなんです。ということは、裏返せば誓約書を出さなければ補助金は出さないというふうな理屈になるわけなんですけれども、実際問題として、誓約書を出さずに合併処理浄化槽の補助金を出したような事例はあるのかどうなのか。その点はどうなっているのでしょうか。もしそういうことが執行部の方から報告があるようでしたら、お聞きをしたいと思います。

それから、今のその8%という状況の中で、今後の見通しについてはどのように考えておられるのか。先ほど委員長の報告では、本当に85%ぐらいの加入があって経営が軌道に乗るんだというふうな御報告がございましたので、その点について、もし執行部の方から話があったようでしたら、ぜひお聞きをしておきたいというふうに思います。以上であります。

議長（吉本幸一君） 産業建設常任委員長 進藤末次君。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 西岡一成議員から質問がありました2点について報告をいたします。

1点目の、合併処理槽を設置するのに対して下水道事業を始めると。だからそれに賛成ということでもやる場合は、合併処理槽の補助金という形のものを出そうということを出していることは議員も御承知のとおりですけれども、まだこの間やっと完成して、投入が始まったばかりで、まだこれは1年、2年の中でそういうことをやっていこうということですので、まだ始まって間がないということから、そういう8%台という報告があったということで、その事例で、

例えばそういう補助金をもらったけれども、まだつないでおらんというのはどういうふうかということだけでも、それを即断するのではなくて、まだ現在はやっと処理ができる段階。本当はもっと早くそういうことをやってほしいという気持ちがありますけれども、現在ではまだ始まったばかりなので、ちょっと遅いということで、このようなままだったら大変なことになると。それが2点目の今後の見通しはどうかという問題ですが、一応、委員長報告をしましたように、このような実態のままで進んでいくと、毎年2億円ぐらいの負債がふえていく結果になると。その意味で、どうしても全力を挙げてつないでもらうように行政も一生懸命やっていくというような形で、それ以上の討論までは行きませんでしたけれども、結果はそういう内容です。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） ありがとうございます。

私の問題意識は何が問題かといいますと、要するにその合併処理浄化槽の補助金を出す条件に、コミ・プラができたらずなぐという誓約書を出すということ自体がどういうことなんだろうと。つまり、合併処理浄化槽に対してそれを設置する人に補助金を出すということは、そういう誓約書を出すというようなことは全く関係のないことだと思うんですね。だから、そうなってくるとちょっと問題があって、今の8%の状態が始まってからすぐだからということだけならばいいんですけども、そういうことを論拠にしながらつながらないということで実力行使に入った場合、多くの方たちが、この場合にその誓約書という個人とこの自治体との契約というものの効力がどのように争われてくるのかということが非常に大きな問題になるんじゃないかなという気がするから、ちょっとあえてそのことをお聞きしたわけなんです。ですから、もしそこら辺が執行部の方からあわせて御説明があったならば、お聞きをしておきたいと思えます。もしなければ、それはそれで結構でございます。

議長（吉本幸一君） はい、進藤末次君。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 自席で答弁させていただきます。

これは、旧穂積町の環境整備事業の中で大分議論をして、私自身が委員長をさせてもらいましたので、議論をしたんですが、そのように補助金をもらって契約はしたけれどもつなぐんということで、実力行使が行政からされた場合どうなるのかというような質問もありましたけれども、そこまでの議論は委員会の中ではしておりません。これは過去の例ですが、旧穂積町の特別委員会の中では、そういう判断まではその中でも議論はなかったように思うんですけども、今後あるかもしれませんが、そういう場合にはどうするかというのは、またその時点で執行部なりに、また議会に相談があった場合は議会も真剣に考えるべきものであると思います。

が、これはあくまでも私の私見でありまして、産業建設常任委員会の中でのそこまで突っ込んだ議論はありませんでしたし、執行部側からの答弁もありませんでした。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第81号平成15年度穂積町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第87号平成15年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第87号平成15年度巢南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第88号平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第88号平成15年度巢南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第94号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第94号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第95号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第95号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第96号公の施設の設置及び利用に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第96号公の施設の設置及び利用に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第97号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第97号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 43 分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は28名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41 議案第37号から日程第57 議案第93号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第41、議案第37号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議についてから日程第57、議案第93号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

これらにつきましては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会副委員長 日高 清君。

厚生常任副委員長（日高 清君） 厚生常任委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案17件は、12月15日、厚生常任委員会において慎重に審査をし、結審を見たので御報告いたします。

なお、当委員会の棚瀬悦宏委員長が欠席されていますので、副委員長 日高 清が御報告いたします。

まず最初に、議案第37号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議について、議案第38号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の増加等に関する協議について、議案第39号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について、議案第40号西濃環境整備組合構成市町村の数の増加及び規約変更について、議案第46号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について及び議案第47号証明書の交付等の事務委託に関する協議について、以上6議案についてはいずれも関連議案でありますので、一括審査をいたしました。

市執行部より、これらの6議案は本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町及び同郡根尾村が平成16年2月1日に合併し、本巣市の市制施行に伴う当該組合規約の所要の変更及び事務委託の規約の所要の変更を定めるものであるとの補足説明があり、質疑、討論なく、採決の結果、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第46号及び議案第47号は、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第59号瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

市執行部より、本条例案は地域の美観保持、市民の生活環境の保全確保を図るための条例改正をするものであり、平成16年1月1日から施行するもので、条例中の所要の字句、文言の改正、用語の設定及び空閑地の占有者等の環境整備の努力義務とそれに対する市側の対応措置を定めるものであるとの補足説明がありました。

質疑の中で、改正条文の第8条第3項中の「必要な措置」とは具体的には何を想定しているのかに対して、文書通知による改善指導をすること。また、管理不良な土地に対して業者依頼をかけて処理させ、その代金を請求することはできないかに対して、所有者等から処理依頼があれば対応方法もあり得るが、私有地である以上は勝手にできないのが現状であることなどの質疑、意見、答弁がありました。市執行部にあつては、今後の課題として、罰則、代執行等について研究・調査する旨の答弁がありました。

以上、討論なく、採決の結果、議案第59号は全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第66号平成14年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は23億 7,513万 2,427円で、前年度より 7,047万 6,908円の増額、率では 3.1%の増となりました。歳出総額は22億 1,922万 8,603円で、前年度より 9,113万 6,467円の増額、率では 4.3%の増となりました。

市執行部より、当該国民健康保険事業の展開にあつては、公平、適正、効率的運営を図り、安定的運営と保険財政の健全化の推進に努めたこと。反面、高齢化と医療技術の進歩・高度化に伴い、医療費が増大し続けていること。さらに、長引く社会経済の低迷を反映して、保険税の未納が多く、一般被保険者現年度分の収納率は 88.01%となり、前年比3.63%の減となったことなどの現状説明がありました。

質疑の中において、未納者対策、納付困難者の救済方法、不納欠損処分などに対しては、戸別訪問、集合徴収などによる滞納整理の実施、短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付、納付相談、行方不明者や帰国外国人及び地方税法に規定する時効成立による処分等最善をつくし、適正に行われている旨の補足説明、答弁がありました。

いずれにいたしましても、納税者間の公平、公正感を図るためにも、新市の瑞穂市国民健康保険事業におきましても、収納率向上に一層の努力を要望いたしました。

以上、討論なく、採決の結果、議案第66号は全員賛成で認定されました。

次に、議案第67号平成14年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は20億 8,685万 8,026円、歳出総額は19億 7,826万 2,466円であります。とりわけ歳出における医療諸費は18億 7,319万 334円でありまして、歳出の94.7%の構成比率を占めていますが、前年度より 4,260万 1,600円の減額、率では 2.2%の減となりました。しかしながら、これについては平成14年10月の老人保健法改正によって、老人医療受給者の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、老人保健制度の受給者が減少したことに伴い医療費も減少となったに過ぎず、その減少分のはね返りは他の医療保険各法による保険者の負担増加傾向となっていることなど、市執行部より補足説明があり、質疑、討論なく、採決の結果、議案第67号は全員賛成で認定されました。

次に、議案第72号平成14年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は7億 6,818万 1,846円で、前年度より 2,156万 1,453円の増額、率では 2.9%の増となりました。歳出総額は6億 9,310万 8,820円で、前年度より 2,478万 6,277円の増額、率では 3.7%の増となりました。

市執行部より、さきの議案第66号と同様の事業展開、事業概要であり、税収面においても一

般被保険者現年分の収納率は92.7%で、前年比2.22%の減となりました。保険税収納の確保が年々困難な状況に陥っていることなどの補足説明がありました。

質疑では、歳入歳出差引額 7,507万 3,026円であるが、これについてはどのように処理されているのかに対して、平成15年度へ繰り越されること、また保険給付費等の不足が生じないよう財源として二、三ヵ月分の保険給付相当費を確保する必要があるなどと答弁、説明がありました。

本案についても、議案第66号と同様、収納率の向上を図るべく努力と創意工夫を要望いたしました。

以上、討論なく、採決の結果、議案第72号は全員賛成で認定されました。

次に、議案第73号平成14年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は7億 4,747万67円、歳出増額は7億 2,379万 5,460円であります。中でも歳出における医療諸費は7億 2,219万 4,019円でありまして、歳出の99.7%の構成比を占めております。前年度より 3,353万 4,589円の増額、率では 4.9%の増となりました。今後は、保健、福祉、生涯教育が一体となって、疾病予防、健康相談、健康診断を中心とした予防策や健康づくり事業の展開、推進に努めていただきたく申し添えました。

議案第73号は、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定されました。

次に、議案第78号、議案第79号、議案第84号及び議案第85号の4議案については、いずれも合併前の1ヵ月分の額であります。

まず、議案第78号平成15年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

本議案の歳入総額は2億 6,093万 5,523円で、主なものとして国民健康保険税 323万 7,347円、繰入金 1億 176万 7,000円及び繰越金 1億 5,590万 3,824円であります。歳出総額は7,479万 3,885円で、老人保健拠出金 5,928万 5,657円及び介護納付金 1,056万 3,208円が主なものであります。この両者の医療費拠出金の伸びが高く、高齢化を反映しており、国保財政の圧迫原因の主要なものであることの補足説明を市執行部より受けました。

議案第78号は、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定されました。

次に、議案第79号平成15年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は1億 8,144万 560円、歳出総額は 1,620万 9,892円で、すべてが医療諸費であります。

議案第79号は、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定されました。

次に、議案第84号平成15年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御報

告いたします。

歳入総額は1億972万3,586円で、主なものとして国民健康保険税103万9,160円、繰入金3,360万7,000円及び繰越金7,507万3,026円であります。歳出総額は2,308万6,749円で、保険給付費388万5,792円、老人保健拠出金1,476万4,336円及び介護納付金330万1,635円が主なものであり、議案第78号と同様、補足説明を市執行部より受け、議案第84号は質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定されました。

次に、議案第85号平成15年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

歳入総額は4,549万7,108円、歳出総額は677万8,151円でありまして、医療諸費が歳出の98.1%の構成比を占めています。

議案第85号は、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定されました。

次に、議案第92号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,530万3,000円を追加補正し、31億3,042万9,000円とするものであります。内容につきましては、まず歳入において旧2町歳計剰余金が2億7,277万8,000円と確定し、補正前の額から差し引いた1億7,366万4,000円を増額補正するものと、これに伴い予算的に十分賄えると判断し、基金繰入金を4,836万1,000円減額補正するものであること。また、歳出においては、療養諸費、高額療養費、出産育児費等について本年11月分までの実績に基づいて積算。さらに、質疑にあっても、冬季におけるインフルエンザ等の医療費を考慮して、増額補正するものであるとの補足説明、答弁が執行部より詳細にありました。

以上、討論なく、採決の結果、議案第92号は全員賛成で原案どおり可決されました。

最後に、議案第93号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,589万6,000円を追加補正し29億4,866万2,000円とするものであります。内容につきましては、まず歳入において、旧2町歳計剰余金が2億394万9,000円と確定し、補正前の額から差し引いた7,589万6,000円を増額補正するものであること。また、歳出においては、議案第92号と同様に、冬季におけるインフルエンザ等の医療費を考慮し、増額補正するものであるとの補足説明が執行部よりありました。

以上、質疑、討論なく、採決の結果、議案第93号は全員賛成で原案どおり可決されました。

なお、翌16日には、もとす広域連合老人福祉施設大和園及び建設整備中の瑞穂市西部複合センターを視察し、各施設の責任者、担当者から、現状と課題を聴取し、今後における当委員会の研究課題とするとともに、認識を新たにいたしました。

以上をもって、厚生常任委員会報告といたします。平成15年12月22日、瑞穂市議会 厚生常任委員会副委員長 日高 清。

議長（吉本幸一君） これより議案第37号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第37号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の減少等に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町村数の増加等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第38号岐阜地域肢体不自由児母子通園

施設組合を組織する市町数の増加等に関する協議については、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第39号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第39号西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第40号西濃環境整備組合構成市町村の数の増加及び規約変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第40号西濃環境整備組合構成市町村の数の増加及び規約変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第46号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号証明書の交付等の事務委託に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第47号証明書の交付等の事務委託に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第59号瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第66号平成14年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺君。

8番（小寺 徹君） 議案第66号平成14年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険事業は、自営業や農業の方たちの命と健康を守るために大変重要な事業であります。決算報告では、この事業の未納が4億円あるということであります。これは私が一般質問でしたんですが、国民健康保険税が高いからだと思います。よって、国民健康保険の基金や一般会計からの繰り入れによって国民健康保険税を下げるべきだと思います。一般質問では、基金については給付の約2ヵ月分ぐらいの保有高が必要だで、もっとたくさん要するというような市長答弁もございました。さらに、一般会計からの繰り入れについては、市民の約3分の1ぐらいの人しか加入していないという点で、そういう事業に一般会計を繰り入れるのは不平等になるという答弁がございました。しかし、先ほどの下水道事業で見れば、委員長報告では8%ぐらいの引き込みの事業者の段階でも、2億円の市の一般会計を投入しなければならんという不平等も発生しておるわけでありまして、私はそれを否定するわけじゃありません。そういう

ことで、一般会計の事業が国民健康保険税へも繰り入れをできるんじゃないかということを考えております。そういう点で、そういうことも考えながら国民健康保険税を値下げし、未納者を少なくしていくという方策を考える必要があるという立場から、この件については反対をいたします。

なお、この議案の72号、78号、84号についても、同趣旨で反対の立場を表明しておきます。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

26番（佐藤多喜夫君） 賛成の立場で賛成討論を行います。

先ほど小寺議員がおっしゃいました反対討論でございますけれども、我々は厚生委員会で委員長とともに皆、委員が慎重審査いたしまして、委員長の報告のとおり賛成の討論とさせていただきます。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第66号平成14年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第67号平成14年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第67号平成14年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第72号平成14年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第72号平成14年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第73号平成14年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第73号平成14年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第78号平成15年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第78号平成15年度穂積町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第79号平成15年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第79号平成15年度穂積町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第84号平成15年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第84号平成15年度巢南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第85号平成15年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第85号平成15年度巢南町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第92号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、日比野議員。

17番（日比野 昇君） 委員長にちょっとお聞きしたいことがございますので、ちょっとポイントが外れるかもわかりませんが、今テレビでよくやっているんですが、インフルエンザのワクチンが非常に今足らんということで、テレビの方も報道しておられるんですが、これはもちろん92、93も同じことですが、そういう話は出たのか出ないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） はい、厚生常任副委員長 日高 清君。

厚生常任副委員長（日高 清君） それでは、お答えいたします。

インフルエンザのワクチンについても、議題に上がっておりました。テレビ等でいろいろな話がよく出ておるんですが、これも確認をいたしましたところ、この地域ではそういう声はまだないと、現在でも可能だというふうに答弁をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第92号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第93号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第93号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長いたします。

日程第58 議案第51号から日程第62 議案第86号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第58、議案第51号瑞穂市西部複合センター条例についてから日程第62、議案第86号平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

これらにつきましては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 広瀬正雄君。

文教常任委員長（広瀬正雄君） ただいまから文教常任委員会に付託となりました案件について、審査の内容及び結果について御報告いたします。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第51号瑞穂市西部複合センター条例について、議案第68号平成14年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号平成14年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号平成15年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についての以上議案5件であります。

次に、審査の経過について申し上げますと、12月15日、文教常任委員会を巢南庁舎3階委員会室において開催し、付託されました議案について、市長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いましたので、審査の内容を議案に沿って簡潔に申し上げます。

議案第51号については、西部複合センター条例についてのものであり、慎重に審査をいたしました。この条例は、来年、西部複合センターが開館するに当たり、基本となる事項について条例を制定するものであります。審査の中では、第5条に規定してある館長は、複合センターのため、図書館、保健センターのどちらを主体とする館長を置くのか。名称はどのように選定したのかとの意見がありました。それに対し生涯学習課長より、名称は職員の中で選考委員会

をつくり、その中で決定したとの補足説明がありました。

なお、今後の運営について、図書館に子供が自由に動けるような場所を設置してほしいとの意見もありました。

続いて、議案第68号平成14年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定、議案第74号平成14年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定、議案第80号平成15年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定及び議案第86号平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、重点事業についての説明の後、質疑を求めましたところ、給食費の未納金について今後も徴収の努力をしてほしいとの意見がありました。

以上が、付託されました議案の審査についての概要であります。

次に、審査の結果を御報告いたします。

文教常任委員会が付託を受けました議案第51号、議案第68号、議案第74号、議案第80号及び議案第86号については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第39条第1項の規定により報告いたします。

なお、付託事項とは別に、市長より説明のあった統合給食センターの建設につきまして各委員に意見を求めたところ、穂積給食センターは既に老朽化しており、統合給食センターの建設は賛成であるが、今後も進捗状況の経過について議会に説明をしてほしいとの意見がありました。

その後、西部複合センター、生津多目的広場、穂積給食センター及び牛牧小学校の少人数学級の視察をいたしました。平成15年12月22日、瑞穂市議会 文教常任委員会委員長 広瀬正雄。議長（吉本幸一君） これより議案第51号瑞穂市西部複合センター条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市西部複合センター条例について質問いたします。

総務委員会も、総務委員会終了後、この複合センターを視察に行きました。既に西部複合センターという名前がついておるわけですね。本来ならば、この条例が通ってから複合センターという名前をつけるべきだと思うし、そういう点では順序が逆であり、議会の軽視ではないかということをおもうんですが、委員長はどう思われておるか、委員長の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（吉本幸一君） 文教常任委員長 広瀬正雄君。

文教常任委員長（広瀬正雄君） ただいま小寺議員から御質問がありましたが、これはごもっともかと思えますけれども、これは先ほど委員長報告で申し上げたように、選考委員会をつく

られて、そこで決められたということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（吉本幸一君） ほかにございませぬか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第51号瑞穂市西部複合センター条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第68号平成14年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第68号平成14年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第74号平成14年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第74号平成14年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第80号平成15年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第80号平成15年度穂積町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第86号平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第86号平成15年度巢南町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りをいたします。ただいま市長から議案第99号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第99号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 議案第99号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 追加日程第2、議案第99号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議案第99号を追加で御審議をお願いすることを御承認いただきまして、ありがとうございます。

議案第99号は、平成15年度の一般会計補正予算につきまして、第4号ということで補正をさせていただきますということでございます。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億9,020万5,000円とするものであります。

急遽、議会に御承認をお願いいたしましたのは、犀川の河川改修工事の中の下犀川橋のつけかえの工事を進めておりますが、その用地につきまして地権者の同意がいただけましたので、同工事に対する市負担分1億3,200万円を増額補正するものであります。その財源は、県の合併支援交付金の本年度分1億円を増額し、さらにさきに補正予算で御承認をいただきました公共施設整備基金の3,200万円の減額で充当しようとするものであります。

巢南地区と穂積地区とを結ぶ重要な路線でございますので、私どもとしましては、下犀川橋のつけかえ工事というものをできるだけ早く完成したいと考えております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（吉本幸一君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 51 分

再開 午後 5 時 12 分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は 28 名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 99 号平成 15 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第 99 号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 99 号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 99 号を採決いたします。

議案第 99 号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第 99 号平成 15 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 4 号）は、可決することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま小寺 徹君ほか 2 人から、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 3 として議題にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 追加日程第3、発議第8号戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨の説明を求めます。

提出者、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の趣旨説明をいたします。

イラク戦争は、アメリカとイギリス軍が国連の決議もなく、また多くの国際的なイラクへの軍事侵略反対の声を無視して、アメリカ・イギリス軍による一方的な侵略行為だと思います。その行為に対して、小泉首相は即座にアメリカのイラク侵略を支持する、そういうアメリカベッタりの外交姿勢をすることによって、さらにアメリカからイラクへ自衛隊を派遣せよという要請にこたえて、閣議で自衛隊のイラク派遣を決定したわけであります。

日本は、第2次世界大戦で敗戦をし、あの悲惨な戦争を二度と繰り返さないということで、日本国憲法で戦争はしない、軍備を持たないということを宣言した世界で唯一の国であります。その憲法のおかげで、戦後、日本は外国での戦争によって人を殺したり、また殺されたりするということがない状態が続いてきました。今回、このイラクへ自衛隊を派遣するということになりますと、今のイラクの戦闘状態の中では自衛隊員の戦死者も出る可能性があるし、またイラク国民を戦争で殺すことにもなる可能性もある事態になると思います。そういう点から、自衛隊のイラクへの派遣の中止を求める意見書を提案した次第でございます。

提案文を読み上げて、提案にかえさせていただきます。

戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書。

日本政府は、自衛隊をイラクへ派遣するための基本計画を閣議決定した。

しかし、イラクでは、今尚アメリカ主導による占領統治がおこなわれており、この元で米英軍のみならず、国連事務局やイタリア軍などへの爆弾テロが連発しており、多くの人命が犠牲になり、泥沼化の道をたどっている。

11月29日には日本政府がイラク復興人道支援室に派遣した外交官2名が殺害される事件が起き、日本国民に大きな衝撃を与えた。

戦闘状態の地域へ自衛隊が火器を持って赴くことは、イラクの国民からは、「敵（占領軍と一体）」とみなされる可能性が高く、自衛隊員が攻撃の対象となることは容易に想像できる。

「イラク復興支援特別措置法」は自衛隊の派遣を「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為がおこなわれることがないと認められる」地域に限定しており、この法律にてらしても現状のイラクに自衛隊を派遣することは許されない。

よって政府においては、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣を中止するとともに、イラク

復興支援として、放射能汚染、戦争被害に苦しむ人々の医療支援、また食糧や生活インフラの面での支援など、イラク国民が望む支援を行うことを日本の基本姿勢とすることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成15年12月22日、瑞穂市議会。
あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官でございます。

皆さんの賛同をよろしく願いをいたします。

議長（吉本幸一君） では、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議第8号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立少数です。したがって、発議第8号戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書は、可決しないことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま辻文雄君ほか2人から、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定を

いたしました。

追加日程第4 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 追加日程第4、発議第9号戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、辻 文雄君。

20番（辻 文雄君） それでは、お手元に配付されております発議第9号戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書の趣旨説明を行います。

本案は、小川勝範議員、新井正信議員の賛同を得まして、会議規則第13条の規定により提出します。

以下、議案の朗読をもって趣旨説明をさせていただきます。

戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書。

日本政府は、「イラク復興支援特別措置法」をさきの国会で可決し、それに基づき自衛隊をイラクに派遣する準備を進めている。

イラクでは、連続爆弾テロなど各国駐留軍に対する攻撃が頻発しており、一向にやむ気配がない。米英軍の兵士のみならず、デンマーク、ポーランド及びイタリア軍の兵士、さらには、国連や赤十字職員にもその被害は及んでいる。イラク全土が危険地域であるということは米政府高官からも発言されており、現在のイラク国内を戦闘地域と非戦闘地域に分けることは困難である。

このような事態の中で、イラクに自衛隊を派遣すれば部隊が襲撃の標的になることは容易に想像できるものである。

「自国のためではなく、相手国にとって必要な支援とは何か。」また「世界平和を実現するために、我が国として貢献できることは何か。」を熟慮し、十分な議論を重ねることが重要であるとともに、国民に納得できるわかりやすい説明が必要である。

よって、国におかれては、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣を慎重に検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成15年12月22日、瑞穂市議会。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣及び防衛庁長官に提出いただきたいと思います。

以上ですが、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（吉本幸一君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 本意見書のイラク情勢に対する認識は、基本的に共有ができると思います。ここに書かれておりますとおり、「イラク全土が危険地域であるということは、米政府高官からも発言されており、現在のイラク国内を戦闘地域と非戦闘地域に分けることは困難である。このような事態の中でイラクに自衛隊を派遣すれば、部隊が襲撃の標的になることは容易に想像できるものである。自国のためではなく、相手国にとって必要な支援とは何か、また世界平和を実現するために我が国として貢献できることは何かを熟慮し、十分な議論を重ねることが重要であるとともに、国民に納得できるわかりやすい説明が必要である」、全くそのとおりだと思います。その後、結論が、「よって、国におかれては、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣を慎重に検討されるよう強く要望する」。つまり何と申しますか、頭でっかちしりすぼみというか、非常に前段の認識はまことに国民世論にかなったものである。ところが、結論になったら、もうがくっと崩れてしまった、こういうふうな状況だと思うんですが、そこでお聞きをいたしますが、慎重に政府が検討をした結果、行くというふうに決めたら、それで現時点では先遣隊の派遣等が決定し、1月にも本格的に派遣されるのではないかと、このようなことが報じられておりますけれども、いずれにいたしましても、行くと決めたら行ってもいいということをお願いしたいのかどうなのか、そのことについてお聞きしておきたいと思います。それによって、随分態度が変わってまいります。

議長（吉本幸一君） はい、提出者、辻文雄君。

20番（辻文雄君） 西岡議員の御質問にお答えして、現段階で我々瑞穂市の議会としてできることだけは政府に対し提出をすると、こういうことでございますので、行くということで政府機関が決めたことについてどうのこうのということは、今お答えできません。現段階で、瑞穂市の議会としてこういうことをやると、こういうことでございます。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議第9号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡一成君。

23番（西岡一成君） 今、提案者に御質問申し上げましたら、今の段階での瑞穂市議会としての態度だと、このようにおっしゃられましたけれども、私が申し上げましたとおり、その態度とは、具体的中身としては慎重審議をした結果、政府が行くと決めたら行っても仕方ない、あるいは行くことはやぶさかではないということがこの意見書の中身になるわけです。これでは、前段のイラク情勢のせっかく国民世論を反映した認識が、逆に国民に背馳をする結果になってしまうというふうに私は思います。

私は、実はソ連がアフガニスタンに侵攻した直後の1981年に、インド経由でアフガニスタンに約1週間入っています。それから、今22年たっています。その間に、ソ連は撤退を余儀なくされ、そして今アメリカを中心にして軍隊が駐留をしている。しかしながら、現実の問題としてアフガニスタンの国内の戦渦はやんでいるでしょうか。やんでいません。私が訪れた保育園の4歳ぐらいの子供が、もう26歳になっています。20歳の子だと、もう40過ぎるところになっています。青春はあったでしょうか。この子供たちに青春はあったでしょうか。このことを考えたときに、やはり地元の皆さん方が一番願っているのは、薬がない粗末な病院の何の設備もないベッドの上で、注射器もない、それを下さい。文房具、ノートも送ってください。それが、今私たちに一番求められていることなんですと、こういうことを一生懸命訴えられました。学校の先生も医者も、私が今のイラクの人々は、ブッシュもフセインも要らない。要るのは今言った薬や医薬品、それから生活基盤を整備するためのそういう援助、そういうものが欲しい。軍隊が来れば、かえてこの意見書の前段の認識にあるように、標的になります。だから、そういうものは来てほしくないということがイラクの人々の認識ではないのでしょうか。

新聞では、「日本自衛隊歓迎」というふうなことを書かれているといいますけれども、それは現地の日本人のフリージャーナリストが頼まれて逆にそういうものを書いてしまった、こういうことも報道の中で明らかにされております。やはりその国のことはその国の国民がみずから決める、これが基本であります。

日本は中国の侵略で負けました。アメリカはベトナムで負けました。アフガニスタンでソ連は負けました。どんだけ軍事的な強力でもってしても、その国を押さえつけることはできません。その国の人々は、その国のみずからの力でその国を時間がかかってもつくり上げるしかありません。

そういうことを考えたときに、戦争をするために行くんじゃないからいいじゃないかというのは、日本の勝手な考えであります。イラクの国民はそれをどう考えるか。テロ、テロといいますけれども、テロじゃありません。一部報道でも言われておりますけれども、レジスタンス

であります。そのことの認識がないと、このことを契機にしてますます大規模な、そして泥沼化はもっとひどくなってくる。このことを考えたときに、難しいいろんな救助の問題もあります。けれども、結局、救助の問題にしても、第2次世界大戦の歴史的な総括の中から、軍隊では国は守れなかったんだと、武器では国は守れなかったんだということの総括であります。今大事なことは、この総括を全世界に向かって訴えることが一番できるのは、日本人だと思えます。どんどん平和的な貢献はしなければなりません。けれども、軍隊を派遣することだけは絶対させてはならない、そのように思います。よって、本意見書には反対であります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

7番（小川勝範君） この意見書について賛成討論を述べます。

既に政府は、イラク派遣は決定しております。昨日、弟が来まして、これは小牧におるんですが、弟の友達が自衛隊へ入っております。どうしてもイラクへ行かんらんというようなことを言っております、その隊員についてはもう腹を決めております。そういう状況を聞いておりますと、我々はこの意見書についてはもっと慎重に審議していただきたいという意見書でございますので、各議員さんの賛成の同意をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、発議第9号戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣の慎重な検討を求める意見書は、可決することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の宣告

議長（吉本幸一君） 会議を閉じます。

平成15年第3回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さんでした。

閉会 午後5時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成15年12月22日

瑞穂市議会 議長 吉本幸一

議員 清水貞夫

議員 加藤茂晃